

◆令和4年度◆

高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種

対象者①	65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生
	70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
	75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
	80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
	85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
	90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
	95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生	
※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種歴のある方は対象外です		
対象者②	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害のある方(身体障害者手帳1級相当) ※予診票を発行しますので、事前にご連絡ください	
実施期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
実施場所	高知県内の委託医療機関 ※要予約	
自己負担金	2,000円 ※生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度がありますので、必ず接種前に申請してください	
医療機関に持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予診票(対象者①の方には令和4年5月以降に郵送)</li> <li>• 本人を確認できるもの(健康保険証や運転免許証)</li> <li>• 対象者②の方は身体障害者手帳</li> </ul>	
接種回数	令和4年度中に1回	

- 新型コロナワクチンと同時接種できません。
- 新型コロナワクチンとの接種間隔は、どちらかのワクチンを接種した後2週間以上間隔をあけてください。

■問い合わせ/市役所健康対策課 ☎50-3011

**令和4年4月1日から年金手帳が廃止となります**

現在20歳になると交付されている年金手帳ですが、令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方(20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等)については、年金手帳に替わり



基礎年金番号通知書が交付されます。すでに年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行われません。

また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「基礎年金番号を明らかにすることができ書類」として引き続きご利用いただけます。年金手帳を紛失等した方でも、再交付を希望する方に対し、令和4年4月1日以降は基礎年金番号通知書が交付されま

す。なお、令和4年4月1日以前に年金手帳の再交付申請書が提出されている場合でも、交付日が令和4年4月1日以降となる場合、基礎年金番号通知書の交付となります。

■問い合わせ  
南国年金事務所  
☎088-864-1111  
市役所市民保険課



**介護保険料を年金からの天引きで納めている方へ**

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。

令和4年度の介護保険料は7月上旬に決定するため、4・6・8月の介護保険料の金額は令和4年2月と同じ保険料額を年金から天引きで納めていただきます(仮徴収)。ただし、8月は年間を通してできるだけ均等になるように調整した金額となります。

所得や課税状況が確定した後、7月に令和4年度の介護保険料(年額)を決定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて、10・12月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

■令和4年度年間保険料(仮徴収) 4月・6月・8月  
※令和4年2月と同料額。ただし8月を除く

■令和4年度年間保険料(本徴収) 10月・12月・翌年2月  
※年間保険料1仮徴収額

■問い合わせ  
市役所高齢者介護課

**納税は口座振替がおすすめです**

口座振替は、安心、安全、便利な納付方法です。また、省資源化、経費削減にもつながります。

■口座振替について  
市税を指定した口座から引き落とすことにより、自動的に納税されるので、口座振替を



解約するまで継続して納税することが出来ます。

★口座振替のメリット

- ・納め忘れがなくなる
- ・納めに行かなくてよい
- ・一度手続きすると、簡単に納税することが出来る

■利用できる税目  
固定資産税、市・県民税(普通徴収)、国民健康保険税、軽自動車税の納付

※申し込みいただいた納税義務者および利用者の税目に対してのみ適用されます

■手続きに必要なもの  
①引き落としを希望する口座

の預金通帳

②口座の届出印

③口座振替依頼書

※依頼書は、市内の金融機関、税務収納課および各支所にあります

※納税通知書が手元にある方は持参してください

■申し込みできる金融機関  
四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、高知信用金庫、四国労働金庫、高知県農業協同組合、高知県信用漁業共同組合連合会、ゆうちょ銀行

■問い合わせ  
市役所税務収納課

**事業者の皆さんへ消費税込インボイス制度説明会**

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

■場所  
南国税務署 別館2階会議室(南国市大塚甲一五九八一)

■定員 各20人

※新型コロナウイルスの感染状況により延期または中止となる場合は、予約いただいた方へ電話でご連絡します

■申込み・問い合わせ  
南国税務署 個人課税第1部門・法人課税部門  
☎088-863-3215

4月27日(水)、5月26日(木)、6月23日(木)、いずれも14時～15時



催し・イベント INFORMATION

令和4年度 香南市の中世石仏拓本展

日時 4/5(火)～13(水) 観覧無料  
10:00～17:00 ※4月11日(月)は休館日

場所 野市図書館 3階 展示室

香南市には、県内最大級の地蔵板石塔婆や文字資料を有する石仏など、中世期における貴重な石造物が多数存在しています。高知県内の石仏を調査されている「石の仏を見る会」の皆さんによって拓本された、香南市の石仏の姿を展示します。

■拓本制作者/「石の仏を見る会」  
濱田真尚さん・産田孝さん・唐岩淳子さん・山岡遵さん

※新型コロナウイルス感染防止のため、必ずマスク着用と会場入り口で検温・手指消毒をお願いします

■問い合わせ/香南市文化財センター ☎54-2296

第4回 土佐塩の道 30kmうおーく

日時 5/28(土) ※少雨決行、中止の場合は5/29(日)  
5:50～赤岡保健センターで受け付け。17:00頃終了予定

- コース
- ①香美市物部町山崎公園～赤岡町高木酒造(約30km)
  - ②香美市物部町山崎公園～香南市山北あぐりのさと(約20km)

★①30km・②20kmのいずれかを選んでください。ゴールの山北については赤岡まで車両でお送りします。

かつて海辺の町赤岡でとれた塩を、山深い物部の奥地まで運んだ昔の往還道「塩の道」。生活物資や文化も運ばれ、当時の人々には「命の道」でもありました。馬頭観音や丁石など、貴重な史跡から当時に思いをさせ、朝から夕方まで一気に塩の道を歩くウォーキング大会です。

※開催については、4月30日(土)時点の県下の新型コロナウイルス感染状況により判断します

■参加費/1人 8,000円(バス代・塩の道弁当・塩饅頭・竹コップ・参加賞・保険料含む)

■募集人数/80人(最小催行人数65人)

■問い合わせ/香北観光トラベル ☎0887-59-3393

いずれのイベントも、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、日程・内容等が変更となる場合があります。

お買い物のついでに!スタッフ一同お待ちしております!

ジュエリー・ブランド品 商品券・テレカ・切手 無料査定大歓迎!!

お気軽にご相談ください!

ジュエリー・ブランド買取専門店 ジュエルカフェ

フジグラン野市店 生活館1F 子供販売場前 ☎0887-57-5367

イオンモール高知店 1F スターバックス前 ☎088-826-6557